

埼玉の土地改良

CONTENTS

- 令和6年度 農業農村整備予算の概要 1
- 令和6年度 農業農村整備事業予算 2
- 農業農村整備の集い 3
- 令和6年度 第1回監事会 5
- 令和6年度 第1回監査・第2回監事会 5
- 関東一都九県 令和6年度 第1回事務責任者会議 6
- さいたま水土里ネット女性の会 第3回通常総会・研修会 7
- 令和6年度 埼玉県管理運営体制強化委員会 8
- 令和6年度 埼玉県受益農地管理強化委員会 8
- 令和5年度 土地改良区等検査結果の概要 9
- 令和5年度 土地改良区等の設立状況 10
- 施設所有（管理者）賠償責任保険に加入していますか？ 11
- 埼玉県多面的機能支援推進会議 11
- 農家負担金軽減支援対策事業について 12
- 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策について 13
- 農林年金 特例一時金の受け取りについて 13
- ため池管理者の皆様へ 14
- お知らせ 15
- 金利改定 16
- 連合会日誌 16

親子で田植（川越市）



令和6年度 農業農村整備予算の概要

埼玉県農林部農村整備課

農村整備課の令和6年度予算総額は、約86億円となっています。

農地の大区画化と担い手農家への集積、水利施設の長寿命化、ため池などの災害防止という3つの視点で、コストの縮減や環境への配慮に引き続き努めながら、事業を効果的に推進していきます。

農業基盤公共事業の重点化

1 農地の大区画化と集積により担い手を育成する「ほ場整備事業」

生産条件が悪い地域において、道路、水路の整備やほ場の大区画化を行うことで、担い手農家の経営規模の拡大や農業経営の安定を図ります。また、水田の畑利用を可能にし、水稻から多彩な農産物への経営転換など地域の特性を活かした農業を展開していきます。

2 水利施設の長寿命化を図る「かんがい排水事業」

老朽化している水利施設を適時適切な補修を行うことで、水利施設の機能を維持し、農業生産の安定を図ります。

3 ため池などの災害を防止し地域の安全を守る「農地防災事業」

ため池などの農業水利施設の改修や整備を行い、機能低下した施設の回復、耐震化等を行うことにより、大規模な地震や風水害などによる被害を未然に防止し、農産物の安定供給と地域の安全性向上を図ります。

令和6年度 農業農村整備事業予算

(単位：百万円)

事業名	事業の目的・内容	予算額	地区数等
県営土地改良事業			
かんがい排水事業費	農業生産基盤の基礎的要素である用水条件を整備し、農業経営の安定と地域農業の確立を図る。基幹的農業用排水施設について、老朽化した施設の長寿命化の観点からの確かな予防保全対策を行い、国土強靱化を実現する。(かんがい排水事業、かんがい排水事業(長寿命化対策))	1,148	10
ほ場整備事業費	農地の区画を拡大し、道路・用排水路を整備することにより、農業生産性を向上させ、担い手農家への農地利用集積及び農業経営の安定化を図る。	766	11
農地防災事業費	農地農業用施設や公共施設の災害未然防止、及び機能低下した施設の機能回復を図るために、農業用排水施設を整備する。農業用水利施設(ため池等)のうち、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要があるものについて、調査及び計画の策定等を進める。(農地防災事業、防災減災緊急対策事業、ため池農法保全防災対策等推進事業)	1,943	62
農道整備事業費	基幹的な農道の橋梁等の補修を実施し、農道機能の保全を図るとともに農産物輸送の効率化を図り、農業経営の安定化及び地域の発展、生活環境の改善を図る。	16	1
基幹水利施設管理事業費	国営土地改良事業により造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設について、県が管理することによって、その効用を適正に発揮させる。	172	6
団体営土地改良事業費	中小規模の農業生産基盤整備、農村生活環境基盤整備を行う。 (団体営基盤整備促進事業、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業、農地中間管理機構農地耕作条件改善事業)	1,128	214
県費単独土地改良事業費	農業生産条件の改善のために必要な小規模な農業基盤整備や、防災上必要な農業用排水施設等の整備を図る。また、古利根堰を管理するための費用の一部を補助する。(県費単独土地改良事業、土地改良施設支援事業)	172	38
水と緑に親しむみち管理事業費	県民に親しまれている緑のヘルシーロードと水と緑のふれあいロードを、適正に維持管理する。	55	—
土地改良事業計画等調査費	農業農村整備事業の計画的、効率的な実施を図るために、必要な調査及び計画の策定等を行う。	98	19
土地改良事業運営等指導促進費	土地改良施設の適正管理及び土地改良区運営等の強化を図る。 (土地改良事業管理運営費、土地改良事業推進対策事業)	397	—
直轄土地改良事業費負担金	国営事業で実施中の事業の負担金である。	229	2
利根大堰等負担金	利根導水路建設事業及び埼玉合口二期事業によって造成された施設の管理に要する費用の負担金である。	376	2
多面的機能支援事業	農業・農村の多面的機能を維持・発揮させるため、地域で行う農地や水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。	647	—
水辺周辺活用事業(農業用水)	農業生産のために維持されてきた身近な水辺の魅力が実感できるよう、水辺空間を整備するとともに、直売所等により新鮮な農産物を供給している都市近郊農業への理解を深める。	433	6
その他	給与費、団体補助費、農業水利調整費 等	1,067	—
計		8,645	

※百万円未満四捨五入

農業農村整備の集い

去る6月10日に東京都千代田区・砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」において、今年度1回目の「農業農村整備の集い」が開催された。

多数の国会議員を含む総勢1,230名の土地改良関係者が参集したが、本県からは、県、土地改良区、さいたま水土里ネット女性の会、本会役職員（三ツ林裕己会長含む）の構成で計26名での参加となった。

なお、本集会は、全国の関係者が一堂に会し、現下の情勢を共有した上で、農業農村整備の一層の推進を図っていくことを目的として、“農を守り、地方を創る予算の確保に向けて”をテーマに、年2回実施しているところである。

開会の挨拶に当たり、二階俊博全国土地改良事業団体連合会長は、「土地改良は日本の農業を発展させ、農村を豊かにする礎。“闘う土地改良”のもと、全国皆様の要請活動や宮崎雅夫参議院議員、進藤金日子参議院議員の2枚看板の活躍で、土地改良予算は回復に留まらず、6,000億円を超える額まで伸びた。土地改良区の女性理事も、この2年半の取り組みにより2.5倍に増え、県土連の女性理事に至っては5倍になった。皆様が本気で取り組んでくれた成果。“土地改良は変わった”と言われるよう、目標達成に向け取り組んでいきましょう。」と、更なる組織の団結を唱えた。

来賓として、鈴木憲和農林水産副大臣、滝波宏文参議院農林水産委員長、細田健一自民党農林部会長、進藤金日子財務大臣政務官より祝辞が述べられた。その他、衆・参国会議員238名（代理含む）、農林水産省農村振興局幹部らが駆けつけ、集いを盛り上げた。

最後に農業農村整備関係予算の確保など国に求める要請文（右頁）が採択され、宮崎雅夫参議院議員より情勢報告があり、ガンバロウ三唱を以って盛会裡に閉会となった。

大会終了後に、本県選出の衆・参両院議員へ要請活動を行った。



二階会長挨拶



ガンバロウ三唱

要 請 文

- 一 土地改良事業の計画的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること。
- 二 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえ、土地改良法や関連する支援制度の充実を図ること。
 - (一) 保全管理の明確化など土地改良法の目的・原則の拡充
 - (二) 施設の老朽化や突発事故の増加等が進む中で、国等の発意で行う事業の拡充などを含め、施設の更新整備を円滑に行うための環境整備
 - (三) 土地改良区の運営基盤の強化や、地域における農業水利施設の適切な保全管理に向け、土地改良区と市町村をはじめとした関係機関の連携等を促進する仕組みの創設
 - (四) 防災・減災対策や被災後の改良復旧を促進するための拡充
 - (五) スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備を推進する観点から情報通信基盤整備の位置付けの明確化やきめ細やかな営農ニーズに対応できる拡充
 - (六) 多面的機能支払や中山間地域等直接支払について、土地改良区等の多様な組織の参画を促進しつつ取組を強化するための拡充 等
- 三 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、スマート農業の導入やほ場周りの管理の省力化を促す農地整備を推進すること。
- 四 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めること。あわせて、農村地域の国土強靱化のため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を推進すること。
- 五 自然的、社会的、経済的な情勢変化を踏まえ、高い公共性・公益性を有する土地改良施設の維持管理に対する支援を充実させること。
- 六 ICT、AI等を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進するとともに、中小規模の土地改良区を対象とした合併など、土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 七 上記事項の推進に当たり、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

令和6年度 第1回監事会

本会は、令和6年度第1回監事会を5月20日（月）、本会大会議室において開催した。監事会は、次の事項について審議され、原案どおり可決された。

【議 事】

- 議案第1号 令和5年度本会と本会理事との受託契約の報告について
- 議案第2号 令和6年度監事会の開催予定並びに監査実施計画について
- 議案第3号 令和6年度本会と本会理事との受託契約について
- 議案第4号 役員の辞任について
- 議案第5号 代表監事の互選について



令和6年度 第1回監査及び第2回監事会

本会は、令和6年度第1回監査・第2回監事会を7月2日（火）、本会大会議室において開催した。次の議事について審議し、それぞれ全て原案どおり可決された。

【第1回監査 議事】

令和5年度事業報告及び収支決算について

【第2回監事会 議事】

議案第1号 令和6年度第1回監査結果について



関東一都九県土地改良事業団体連合会協議会 令和6年度 第1回事務責任者会議

去る5月23～24日、栃木県日光市の「日光きぬ川ホテル三日月」において、関東一都九県土地改良事業団体連合会協議会令和6年度第1回事務責任者会議が開催された。各都県の事務責任者が参集され、事務局を含め計32名が出席した。

初日の会議は、今年度幹事県である栃木県の渡邊修一専務理事の挨拶で開会した。

春季総会の提出議案が諮られ、その開催時期について協議したほか、例年秋に開催される関東農政局との農業農村整備事業推進に関する意見交換会の内容及び、各都県令和6年度当初予算の状況等についての情報を交換した。

最後に千葉県の篠原裕次事務局長より土地改良全国大会千葉大会の開催概要の説明と参加の協力依頼があり、盛会裡に閉会となった。

翌日の現地研修は、宇都宮市白沢地内まで移動し、中心経営体農地集積促進事業「海道地区」を視察した。

予め、担い手と調整した耕作地面積を以って、いちご団地ゾーン、地区外担い手ゾーン、地元営農法人ゾーンに振り分け換地し、農地中間管理機構と連携することで、集積目標85%、集約目標80%を達成した事例であった。

中心となった海道土地改良区の取り組み姿勢に感心すると共に、事業推進段階から、地権者の安心感を高めることに加え、早い時期での担い手との調整がポイントであることが再確認できた、非常に有意義な機会であった。



会議の様子



現地研修の様子

さいたま水土里ネット女性の会 第3回通常総会及び研修会

去る5月15日（水）、鴻巣市にある鴻巣市文化センター（クリアこうのす）大会議室において、会員を対象にした標記通常総会及び研修会が開催された。

はじめにさいたま水土里ネット女性の会牛山美津子会長より挨拶があった後、来賓として埼玉県農林部農村整備課の西澤徳一郎課長と水土里ネットさいたまの稲場康仁常務理事より祝辞をいただいた。

議事については牛山会長が議長に選任され、下記の3議案について審議され、原案のとおり全会一致で可決された。

また、総会終了後に室内研修が行われ、桜の木を使った草木染め体験を行った。

（議 事） 議案第1号 令和5年度活動報告について

議案第2号 令和6年度活動計画について

議案第3号 役員を選任について

（役 員） 任期：令和6年度～令和7年度

役 職	所 属		氏 名	管 内
会 長	備前渠用水路土地改良区	事務局長	牛 山 美津子	大里
副会長	上里幹線土地改良区	事務局長	長谷川 ちづる	本庄、秩父
副会長	元荒川上流土地改良区	課長	栗 原 かおる	加須
幹 事	見沼代用水土地改良区	主査	田 中 美代子	さいたま
幹 事	足立北部土地改良区	主事	松 島 由 香	さいたま
幹 事	川島町土地改良区	主任	小 高 瑞 葵	東松山、川越
幹 事	荒川中部土地改良区	所長	保 泉 由希子	大里
幹 事	羽生領島中領用排水路土地改良区	課長	江 積 勝 江	加須
幹 事	葛西用水路土地改良区	主査	森 泉 文 子	春日部
幹 事	埼玉県土地改良事業団体連合会	係長	天 野 智 美	土地連

（研修会） 「農村における地域資源の魅力を再認識しよう」

講師：染工房花ごろも 染色作家 小池 啓子 様



総会の様子



研修会の様子

令和6年度 埼玉県管理運営体制強化委員会

去る7月19日（金）、本会大会議室において、埼玉県管理運営体制強化委員会が開催された。

本委員会は、土地改良区体制強化事業に基づき、土地改良施設の円滑かつ適切な管理及び土地改良区の事業運営の透明化やガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導の実施、管理運営等に関する苦情・紛争等の対策及び財務管理強化に関する指導等の実施についての検討が行われるものである。



委員会は、稲場会長代理が挨拶の後、議長となり、議事にはいった。

議 題

1. 令和5年度 土地改良区体制強化事業

- (1) 施設・財務管理強化対策 事業報告について
 - (2) 施設・財務管理強化対策 事業報告について
(財務管理強化に関する巡回指導及び会計の専門家の配置)
- 以上の議題についてそれぞれ協議し、原案どおり承認された。

2. 令和6年度 土地改良区体制強化事業

- (1) 施設・財務管理強化対策 事業計画(案)について
- (2) 施設・財務管理強化対策 事業計画(案)について
(財務管理強化に関する巡回指導)

令和6年度埼玉県管理運営体制強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委員 長
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	加藤 輝雄	
関東農政局土地改良技術事務所	所 長	山村 研吾	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	西澤徳一郎	
荒川右岸用排水土地改良区	理 事 長	内田 光夫	
大里用水土地改良区・池上土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	稲場 康仁	

令和6年度 埼玉県受益農地管理強化委員会

去る7月19日（金）、本会大会議室において、埼玉県受益農地管理強化委員会が開催された。

本委員会は、土地改良区体制強化事業・受益農地管理強化対策に基づき開催されるもので、換地事務の適正かつ円滑な推進により農地の効率的利用が図れるよう、換地事務に関する指導・助言等について行うために設置されたものである。

委員会は、稲場会長代理が挨拶の後、議長となり、議事にはいった。

議 題

1. 令和5年度 土地改良区体制強化事業

受益農地管理強化対策事業報告及び収支決算について

2. 令和6年度 土地改良区体制強化事業

受益農地管理強化対策事業計画及び収支予算(案)について
以上の議題についてそれぞれ協議し、承認された。



令和6年度埼玉県受益農地管理強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委員 長
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	加藤 輝雄	
さいたま地方法務局不動産登記部門	総括表示登記専門官	大槻 和広	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	西澤徳一郎	
公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会	司法書士	三ツ木静江	
大里用水土地改良区/池上土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
土 地 改 良 換 地 士		江守 眞一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	稲場 康仁	

令和5年度 土地改良区等検査結果の概要

埼玉県農林部農村整備課

土地改良法第132条に基づき実施した令和5年度土地改良区等検査結果をお知らせします。

昨年度は、農村整備課で4土地改良区、農林振興センターで26土地改良区の合計30土地改良区の総合検査を行いました。

講評事項は合計84件で、内訳は表のとおりです。

地区及び組合員の関係では、「土地原簿・組合員名簿の整備・修正が不十分」が7件となっています。土地原簿は土地改良区の区域を定めるための基礎となる重要なものであり、土地改良法に定められた書簿であるため、適切な整備・修正をお願いいたします。

同じく地区及び組合員の関係で、「その他（共有地代表者選任通知提出の奨励等）」が4件となっています。同一の土地について共有者等がある場合には、法第113条の2により代表制が設けられ、共有者を合わせて一の事業参加資格者又は権利者とみなしていますが、この選任の届出が漏れているものが見受けられました。平成29年度の法改正により、共有者の代表が、土地改良事業に係る同意や総会における議決権等の行使を行うことになったことから、農業者の意思を適切に反映しつつ、土地改良事業に係る申請者等の事務処理上の便宜を図るため、選任された代表者の整理に努めていただくようお願いいたします。また、共有地代表制について組合員への周知に努めていただくよう併せてお願いいたします。

役員の関係では、「監査関係」が8件となっています。監事による監査は土地改良区の業務や財政状況を確認し、それらの適正性を保つために必須のものです。監査計画を策定の上、適切な実施をお願いいたします。

事業の関係では、「維持管理計画書が現況と不一致等」が8件となっています。維持管理計画書は土地改良区が行う維持管理事業の基本となるべきものです。管理する施設や区域の変更があった場合は、現況に合致するよう維持管理計画書の変更の手続きをお願いいたします。

会計経理の関係では、「会計処理（証拠書や諸整理簿不備等）」が11件となっています。会計帳簿などの諸整理簿については、必要事項を漏れなく記載し、証拠書類と併せて、分かりやすく整理するよう努めてください。

予算執行手続きに関しては、予算の流用や会計間の繰出、繰入を行う際には、規約や会計細則等の規程に定められた手続きを経ていただくようお願いいたします。予算執行に際しても、総（代）会や理事会の決定を要する旨が定められているものについては、意思決定手続きについても適切に実施してください。また、会計主任と会計担当理事など複数人によるチェックを行うなど、適正な予算執行手続きに努めてください。

今年度の土地改良区等検査については秋頃から実施する予定です。実施方法等については現在検討中です。

各土地改良区、連合におかれましては、今後ともより一層の適正な土地改良区運営について、重ねてお願いいたします。

講評事項の内訳

項目	改善指示事項	件数
地区及び組合員	土地原簿・組合員名簿の整備・修正が不十分	7
	その他（共有地代表者選任通知提出の奨励等）	4
議決機関	議事録の調製不備	3
	議決（議長が含まれている、採決方法）	2
	その他（欠員、総代会通知・公告）	5
役員	監査関係	8
	理事会・監事会の開催回数が少ない	3
	理事会、監事会の議事録調製不備	3
	選挙、選任手続きの不備	2
	その他（総代兼務、低出席率、議決方法等）	3
諸規程記録類	定款、規約等の改正が必要	5
	諸規程の要整備	5
	その他（文書の保存等）	3
事業	維持管理計画書が現況と不一致等	8
	その他（工事関係書類不備等）	3
会計経理	会計処理（証拠書や諸整理簿不備等）	11
	予算執行手続き（項新設廃止・流用）	1
	支払無根拠	3
	その他（経理体制・決算関係書類等）	5
合計		84

令和5年度 土地改良区等の設立状況

埼玉県農林部農村整備課

令和5年度の埼玉県内の土地改良区等設立状況について、以下のとおりお知らせいたします。

1 設立状況等（表1）

令和6年3月31日現在の土地改良区（連合を含む）数は93です。昨年度から1改良区の減です。

2 面積別構成（表2）

地区面積100ha未満の小規模土地改良区が全体の35.2%を占めています。

3 組合員別構成（表3）

小規模土地改良区が多く、組合員300人未満の土地改良区が39.6%となっています。

4 新設・解散した土地改良区

熊谷中央土地改良区が解散しました。

表1 土地改良区（連合を含む）の設立状況等

	地区数					面積 (ha)			組合員数 (人)		
	令和4年度末	令和5年度末	増減	増減の内訳		令和4年度末	令和5年度末	増減	令和4年度末	令和5年度末	増減
				設立	解散						
土地改良区	92	91	△1	0	1	59,072	58,776	△296	127,548	126,450	△1,098
土地改良区連合	2	2	0	0	0	13,106	13,055	△51	32,647	32,400	△247
計	94	93	△1	0	1	72,178	71,831	△347	160,195	158,850	△1,345

表2 土地改良区（連合を含む）の面積別構成

	100ha未満	100ha以上 500ha未満	500ha以上 2,000ha未満	2,000ha以上 5,000ha未満	5,000ha以上	合計
土地改良区※	32 (35.2%)	35 (38.5%)	18 (19.8%)	2 (2.2%)	4 (4.4%)	91 (100%)
土地改良区連合	-	-	-	1	1	2
計	32	35	18	3	5	93

表3 土地改良区（連合を含む）の組合員別構成

	200人未満	200人以上 300人未満	300人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	合計
土地改良区※	20 (22.0%)	16 (17.6%)	29 (31.9%)	20 (22.0%)	4 (4.4%)	2 (2.2%)	91 (100%)
土地改良区連合	-	-	-	-	1	1	2
計	20	16	29	20	5	3	93

※パーセントの数値は小数第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100とはならない。

施設所有(管理者)賠償責任保険に加入していますか？

用排水路、ため池、機場、頭首工、更には堰等の施設の欠陥や管理ミス、または業務上のミスに起因する事故により、他人の身体に障害を与えたり、財物を壊したりすることによって、施設所有者(管理者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合に、その保険金が支払われる保険制度です。

毎年数件の土地改良施設に関わる事故が報告されます。未加入の場合は、万一に備えて、加入することを検討してみても如何でしょうか？

併せて、施設の安全管理について再確認をお願いします。



お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部 加藤、太田 TEL 048-530-7340

埼玉県多面的機能支援推進会議 令和6年度 通常総会の開催について

去る4月26日(金)、「埼玉県多面的機能支援推進会議」通常総会が、書面により開催され、次の議題について原案どおり承認された。

(1) 議 事

- 第1号議案 令和5年度事業報告の承認について
- 第2号議案 令和5年度収支決算の承認について
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和6年度収支予算(案)について

(2) 多面的機能支払交付金の今後の事業推進について

【取組目標】

農振農用地面積(田畑)に対する活動面積
令和6年度目標: 38%(前年比プラス4%)

【推進方策】

- ①組織の広域化・合併の推進
- ②農業者等への周知徹底
- ③多様な組織や非農業者の活動参画の推進
- ④既存組織の活動継続への支援



農家負担金軽減支援対策事業のご案内

～土地改良事業の受益者負担金の利子負担を軽減！～

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】

土地改良法に基づく土地改良事業等の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、経営所得安定対策等支援計画に従って、受益者負担金の5/6に相当する額を限度に無利子貸付

対象となる事業

土地改良法に基づく事業であって、①②のいずれにも該当しない事業

- ①担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業
- ②水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型

採択要件（1～3のいずれかに該当）

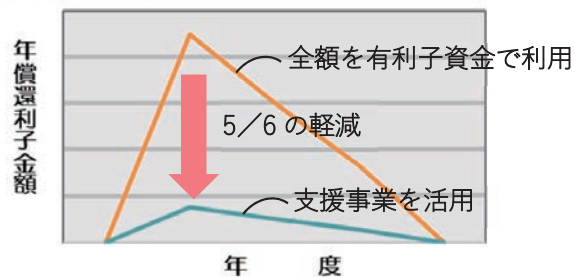
1. 支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。

採 択 時	目 標
80%未満	10ポイント以上増加*
80～90%未満	5ポイント増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

※目標集積率60%未満は採択しない。

2. 支援計画で定める目標年度までに、高収益作物*の生産額がおおむね20%以上増加すること。
※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。
3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

支払利子の比較（イメージ）



借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

例えば、54百万円を6年間（合計3億24百万円）1.25%で借入れた場合、約35百万円の利子が軽減される。

償還期限・償還方法

- ・25年以内（据置期間10年以内を含む）
- ・均等年賦償還

2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積がおおむね8割以上となる地区に対して

- (1) 受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- (2) 農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

※ 農地利用集積が既に8割を超えている地区は対象としない。

なお、災害時に利用できる災害被災地域土地改良負担金償還助成事業もあります。

お問い合わせ 水土里ネットさいたま総務部総務課（TEL048-530-7335）

土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策について

当会では、土地改良事業の実施や運営等に精通した職員を相談指導員として配置しています。また、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するため、必要に応じて、弁護士への委嘱体制を整えています。お気軽にご相談下さい。

相談方法

文書による依頼を原則としますが、口頭又は電話等でも構いません。適宜、受け付けていますので、下記の相談指導員へお問い合わせ下さい。

相談料は原則として無料です。ただし、弁護士対応の相談案件において、調査や書類作成等の実作業が発生した場合の費用は自己負担となります。

相談業務の範囲

- ① 土地改良事業に関する苦情・紛争等への対応
- ② 土地改良事業計画の作成、工事実施に関する指導
- ③ 事業主体の組織運営上の指導
- ④ 土地改良施設の管理に関する指導
- ⑤ 農業水利に関する指導
- ⑥ 土地改良法令に関する指導
- ⑦ 換地処分その他農用地集団化に関する指導
- ⑧ その他

相談指導員(窓口)

所 属	氏 名	電話番号 ☎530-	所 属	氏 名	電話番号 ☎530-
事 務 局 長	近 藤 慶 一	7333	総 務 部 長	加 藤 勝	7340
事 業 部 長	齊 藤 靖	7345	総 務 課 長	太 田 東	7335
地域支援課長	矢 崎 岳 彦	7352	集 落 排 水 課 長	綿 貫 達 也	7342
団体支援課長	加 藤 勝	7356	農 村 整 備 課 長	根 岸 雅 善	7348
ため池保全課長	根 岸 健 一	7338			

FAX : 048-530-7370 (共通)

探

農林漁業団体[※]に勤めていた住所未登録の方を

探しています!



このままでは 特例一時金のご案内ができないため、支給できません!

まずは、ご自身が特例一時金の対象者なのか、セルフチェック!

特例一時金の対象者は、農協、漁協、森林組合などの農林漁業団体[※]にお勤めされた方です。以下の項目にチェックのある方は対象者の可能性があります。

短期間でお辞めになった方 ご結婚されて苗字が変わった方 県外に引越されている方

※ 農林年金の対象団体は、農協、全農、経済連、県農、ホクレン、全共連、共済連、農林中央金庫、信連、厚生連(厚生連病院、厚生病院)、漁協、信漁連、漁船保険、漁業信用基金協会、漁業生産調整組合、漁業共済、森林組合、酪農協、開拓農協、農業共済組合、土地改良区、土地改良連合会、農業会議、農業信用基金、開拓融資保証協会、たばこ耕作組合、農事組合法人などです。

**お心当たりのある方は、
下記までご連絡を!**

また 特例一時金の請求には**期限**があります

特例一時金給付の請求期限(時効)は
令和7年3月末

農林年金
住所登録センター

☎0120-199-155

【受付期間】9時~17時(土・日・祭日を除く)

農林年金 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合

<https://www.norin-nenkin.or.jp/>

東京都台東区秋葉原2-3

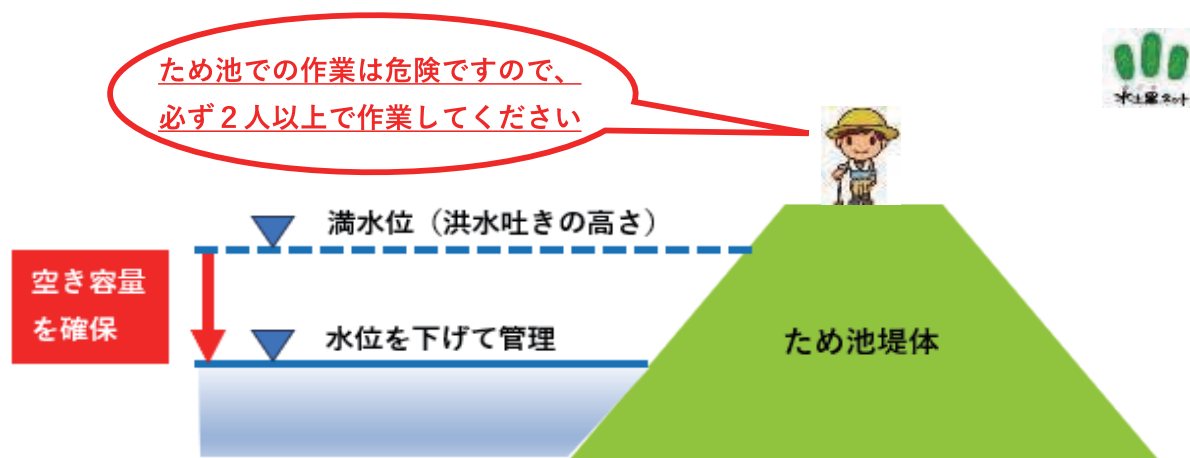
農林年金 🔍 検索



ため池管理者の皆様へ

地域を災害から守るための 低水位管理にご協力ください

低水位管理の目的



低水位管理とは、豪雨予報の前にあらかじめ貯水位を低下させる、あるいは、ため池の利用が終わる8月末頃から貯水位を常時低下させることにより、豪雨時に水位を下げた量を一時的に確保する管理方法です。これにより、豪雨等によるため池施設や下流地域が被災する危険度を低減させる効果があります。

低水位管理の実施時期

低水位管理の時期と方法は以下のとおりになります。

- ①豪雨の発生頻度の多い夏季において、豪雨予報に合わせて事前放流する方法（黄色部）
- ②非かんがい期の台風時期において、ため池貯水位を常時低下させておく方法（紫色部）

ため池の水位												
かんがい期					非かんがい期							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
満水位期間					台風シーズン 低水位管理期間			満水位に向けて貯水する期間				
豪雨予報に応じて 事前放流												

お問合せ先 ため池サポートセンター

〒360-0847 埼玉県熊谷市籠原南2丁目83番地（埼玉県土地改良事業団体連合会内）

TEL 048-530-7338（ため池保全課直通） FAX 048-530-7370

メール tamesapo@saidoren.or.jp URL <https://www.saidoren.or.jp/tamesapo/>

【設置者】埼玉県 【運営者】埼玉県土地改良事業団体連合会

研修会開催のお知らせ

◆市町村長・水土里ネット理事長・市町村農政担当課長研修会について

- とき** 令和6年8月26日（月）
- 場所** クレアこうのす（鴻巣市文化センター） 小ホール
- 内容** （1）（仮題）農業農村整備の概要と展開方向について
（2）（仮題）相続土地国庫帰属制度の概要について
（3）（仮題）女性がひらく農業・農村の新しい可能性
～これからの持続可能な社会の実現を目指して～

◆統合整備推進研修（会計研修）について

- とき** 令和6年9月19日（木）
- 場所** クレアこうのす（鴻巣市文化センター） 大会議室
- 内容** （予定）
（1）財務諸表等の作成手続き
（2）財務諸表のチェックポイント
（3）会計処理事例紹介
（4）財務諸表等を活用した財務分析の方法
（5）財務分析活用事例紹介

お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部総務課 太田、室井 TEL 048-530-7335

令和6年度 埼玉県多面的機能支援推進会議 地域別研修会の開催について

多面的機能支払交付金事業に係る内容について、県内を3つのブロックに分けて研修会を開催する。

【研修内容（予定）】

- （1）（仮題）『多面的機能支払交付金でできること』
- （2）（仮題）『機能診断と補修の事例』
- （3）（仮題）『作業の安全について』
- （4）『令和6年度優良活動組織の表彰及び事例発表』

【日時・場所】

- ①川越・東松山地域
令和6年11月1日（金） 13：30～16：00
東松山市民文化センター ホール
- ②さいたま・加須・春日部地域
令和6年11月7日（木） 13：30～16：00
鴻巣市文化センター クレアこうのす 大ホール
- ③秩父・本庄・大里地域
令和6年11月15日（金） 13：30～16：00
熊谷文化創造館さくらめいと 太陽のホール

お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部地域支援課 TEL 048-530-7352

農業基盤整備資金の金利改定について

7月19日付けの株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の農業基盤整備資金の金利改定について、下記のとおりお知らせします。

区 分	改 定 前					改 定 後				
	融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）				融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）			
		5年	10年	15年	20年		5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	1.55	—	—	—	—	1.55	—	—	—	—
団体営補助残	1.40	—	—	—	—	1.40	—	—	—	—
非補助一般	1.40	—	—	—	—	1.40	—	—	—	—
非補助利子軽減	1.40	—	—	—	—	1.40	—	—	—	—
災害復旧	—	0.65	0.95	1.25	1.40	—	0.70	0.85	1.25	1.40

お問合せ先 水土里ネットさいたま 事業部農村整備課担当 根岸 TEL 048-530-7348

連合会日誌

開催日	会議・行事	開催地	
5月	15日	さいたま水土里ネット女性の会総会・研修会	鴻巣市
	20日	本会第1回監事会	熊谷市
	23～24日	関東一都九県第1回事務責任者会議	栃木県
	28日	新人職員研修会	熊谷市
	30日	全国水土里ネット事務責任者会議	東京都
6月	10日	農業農村整備の集い	東京都
	19日	春日部土地改良推進協議会幹事会	幸手市
	24日	全国水土里ネット事務局長・総務部長会議	東京都
	25日	川越土地改良推進協議会幹事会	川越市
	27日	本庄土地改良推進協議会幹事会	本庄市
27日	加須土地改良推進協議会幹事会	加須市	
7月	1～5日	土地改良区体制強化事業施設管理研修（前期）	さいたま市
	2日	本会第1回監査及び第2回監事会	熊谷市
	5日	要望活動	東京都
	18日	秩父土地改良推進協議会通常総会	秩父市
	19日	埼玉県管理運営体制強化委員会	熊谷市
	19日	埼玉県受益農地管理強化委員会	熊谷市
	22日	本会第1回理事会	熊谷市
	22日	利根川水系農業水利協議会埼玉県支部通常総会	熊谷市
	23日	本庄土地改良推進協議会通常総会	本庄市
	24日	川越土地改良推進協議会役員会・通常総会	川越市
	25日	さいたま土地改良推進協議会役員会・通常総会	さいたま市
	25日	利根川水系農業水利協議会委員会	さいたま市
	29日	春日部土地改良推進協議会総会	幸手市
29日	全国農業集落排水事業推進協議会総会	東京都	
31日	農業集落排水事業連絡協議会総会	吉見町	
8月	1～2日	関東一都九県担当部課長会議	栃木県
	7日	加須土地改良推進協議会総会	加須市

暑中お見舞い申し上げます 令和六年 盛夏

埼玉県農林部

農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部
副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
横塚正一	片桐徹一	竹詰一也	野澤裕子	西澤徳一郎	田嶋貴公	富岡誠	長谷川征慶	配島義彦	吉田正義	田尾正明	戸宮幸夫	雨宮克行	吉岡幸夫	鈴木経順	中里和一	宮内憲一	吉田有紀彦	辻村滋	木村眞司	岩上秀雄	長島敦	長島敦

水土里ネットさいたま

会長	副会長	常務理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	
葛西用水路土地改良区理事長	美里町	見沼代用水土地改良区理事長	足立北部土地改良区理事長	荒川右岸用排水土地改良区理事長	東松山	滑川	秩父	本庄	熊谷	深谷	大里用水土地改良区理事長	羽生	元荒川上流土地改良区理事長	蓮田	幸手	学識経	埼玉県北川辺領土地改良区理事長	西吉見南部土地改良区理事長	事務	総務	事務	事務	事務	
三ツ林裕次	原田信	坪井茂	稲場康仁	渡邊明夫	川合善夫	内田光一	森田光一	大塚信一	北堀信	吉田哲也	小林哲也	小島一進	夏目晃明	河田克芳	高澤克芳	山崎純一	藤原純一	木村純一	山崎純一	金子繁	近藤一夫	加藤一夫	齊藤一夫	職員



水土里ネット 埼玉県土地改良事業団体連合会

〒360-0847 熊谷市籠原南二丁目83番地
TEL 048 (530) 7340 FAX 048 (530) 7370

https://www.saidoren.or.jp/

